

令和 7 年 1 1 月 6 日

生駒市政担当記者 様

生駒市長 小紫 雅史

職員の懲戒処分について

このことについて、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせいたします。

記

- 1 被処分者 総務部人権施策課 ダイバーシティ推進プラザ
主幹（男性） 5 8 歳
- 2 処分発令日 令和 7 年 1 1 月 6 日
- 3 処分の内容 懲戒処分 免職
(適用法令 地方公務員法第 2 9 条第 1 項第 1 号及び第 3 号)

4 事案の概要

不正に入手した他人名義のICカードを利用して、複数回にわたり、お店で商品の代金を支払う際、同カードを提示し、商品を交付させた行為によって、令和 7 年 9 月 4 日に逮捕、同年 9 月 1 2 日に詐欺罪で起訴され、さらに同年 1 0 月 6 日に同罪で追起訴された。当該職員は起訴事実を現時点で認めている。

5 市長コメント

このたび、本市の職員が、犯罪行為を犯したことは、地方公務員法第 3 3 条の「信用失墜行為の禁止」に抵触し、全体の奉仕者である公務員としてあるまじき行いであり、被害に遭われた方や行政に対する市民の皆様の信頼を著しく損ねたことに対しまして、深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことが二度と起こらぬよう服務規律を徹底するとともに、市民の皆様の信頼を回復するため、一層の努力を職員一同、全力で進めてまいります。

問い合わせ

生駒市総務部人事課 小澤 伊藤

Tel0743-74-1111 内線4250